

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町 1 - 1

2 指名停止措置期間

令和 7 年 7 月 1 1 日から令和 7 年 8 月 2 4 日まで（1. 5 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

壬生町が発注する工事等

4 事実概要

当該業者は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事に関し、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていたことが独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていた。

5 指名停止措置理由

有資格者である当該業者は独占禁止法第 3 条の規定に違反し、令和 7 年 3 月 2 4 日に独占禁止法第 7 条第 2 項の規定に基づき公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことが壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 の 4 のウに該当するため。また、期間については壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領運用基準の 6（6）に該当するため 2 分の 1 とする。

〔指名停止等措置要領別表第 2 の 4〕

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為）	
4 次の場合において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
ア 町工事等にかかる違反行為	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 2 4 ヶ月以内
イ 本県内における工事等にかかる違反行為（上記アに掲げる場合を除く。）	5 ヶ月以上 1 8 ヶ月以内
ウ 上記ア及びイ以外の工事等にかかる違反行為	3 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内